

COP6 における吸収源の取扱いに関する文書

○ プロンクペーパー

(COP6 議長より提出された調停案)

- ・吸収量の適用は基準年の排出量の 3 %を上限 (CAP)
- ・3 条 3 項による排出分は 3 条 4 項の吸収分で相殺 (ただし 3 千万トンを上限)
- ・上記を除く 3 条 4 項の吸収量には 85 %の割引率を適用
- ・CDM の対象は、新規植林、再植林のみ (森林保全は含まず)